

## 令和3年度 渋谷区立神南小学校いじめ防止基本方針（1月改訂版）

### 1 基本方針の趣旨

#### (1) 目的

本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」とする）並びに東京都や渋谷区のでいじめ防止に係る条例及び方針に基づき、本校のでいじめ防止対策の基本的事項を定めるものである。

#### (2) 定義

本基本方針における「いじめ」とは、本校在籍の児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等の間接的な媒体を通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

#### (3) 基本的な考え方

いじめは、人間の尊厳を傷付ける絶対に行ってはならない重大な人権侵害であり、児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。一方で、いじめは、どの学校・学級・児童にも起こり得るものであるという基本認識にたち、全ての児童を対象にして、全教職員が組織的・計画的にいじめ防止に取組み、楽しく充実した学校生活を送れるようにする。

#### (4) 組織的・計画的な対応の推進

- 全教職員がいじめの定義や本校のでいじめ防止の方針や取組等を正しく理解し、いじめの認知や対応力を高めるようにするために、年間3回以上の校内研修会を実施する。
- いじめ防止を実効的に行うための組織として、法に基づく「学校いじめ対策委員会」を設置する。  
本会は、校長、副校長、主幹教諭（教務主任、生活指導主任）、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、当該児童及び関係児童の各担任と各学年主任等で構成する。なお、本会は、定期的に開催する会といじめを認知した際に随時開催する会とがあるが、迅速に対応することを優先し、メンバー全員がそろっていない場合であっても開催し、欠席者には開催後できるだけ早く情報共有する。なお、重大事態への対応等、校長が必要と認める場合は、特別支援教育コーディネーター等、上記以外の教職員や関係機関の職員、専門家等を加えることができる。
- 「学校いじめ対策委員会」では、いじめの認知や解消、並びに、いじめ防止に係る対策等について検討し、決定する。このほか、定例的に開催する「企画会」や「生活指導部会」、「ひまわりSS（校内委員会）」、「教育相談夕会」などの諸会議において、それぞれの会の趣旨に応じて情報共有や協議等を行い、学校の全教職員で組織的に対応する。
- 学校運営協議会（コミュニティスクール）委員や学校サポートチーム、民生・児童委員、放課後クラブ、警察、児童相談所等の関係諸機関との連携・協力体制を築き、いじめ防止に係る必要な情報提供や情報共有により、学校外での効果的な対応や取組を行えるようにする。また、本基本方針をホームページで公開し、保護者・地域の理解や協力を得て、学校の取組を進める。

### 2 学校の取組

#### (1) 未然防止

##### ① 日常的な学習指導や生活指導、特別活動等の充実

- 児童一人一人が認められ、互いを大切に、温かな人間関係を築く学級・教室経営を行う。
- 話を聞く、挨拶をする、きまりを守るなどの基本的な生活習慣や規範意識を大切にする。
- 全教科・領域の指導を通して、理解力やコミュニケーション能力を育む。
- 道徳教育や学級指導を中心に、思いやり、生命尊重、人権尊重等の気持ちを育む。
- 各学級において「いじめは絶対に許さない」という雰囲気をつくるとともに、委員会活動や代表委員会等において、児童の主体性を活かした全校的な人権尊重等の取組を推進する。

## ②いじめ防止をテーマとした授業や取組の充実

- 道徳の時間を中心に、全学級が長期休業後に年間3回以上、「いじめ防止」の授業を行う。また、6年生児童には、身近にいる信頼できる大人に相談することなどについて学ぶ「SOSの出し方に関する教育」について指導する。
- 情報モラルを含むデジタルシティズンシップ教育の推進やセーフティ教室の実施により、インターネットや携帯電話等によるいじめ防止に努める。また、「SNSの約束」の指導や、家庭でのルール作りを促す。

## (2) 早期発見

- 担任等は、平素の児童観察や面談により、いじめの兆候や疑いを捉える。また、教育相談夕会や生活指導部会等における情報交換を大切にし、全教員が日頃から気になる児童の状況を把握する。
- ふれあい月間の取組や5年生全児童に対するスクールカウンセラーの全員面談等により、相談しやすい環境をつくる。また、「いじめ防止のアンケート」（6月、11月、2月）を実施し、それを基に個別に聞き取りを行い、早期発見をめざす。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと教員との情報交換により、配慮が必要な児童について情報共有するほか、教育センターや関係諸機関、保護者・地域などからの気になる情報など様々な情報源に広くアンテナをはり、早期発見に努める。

## (3) 事実確認

- 全教員は、いじめを認知、あるいは、いじめの疑いに気付いたら、遅くとも翌日までに、学年主任や生活指導主任、管理職に相談や報告をするものとし、一人でかかえない。その状況に応じて、「学校いじめ対策委員会」を随時開催し、情報を整理して、今後の事実確認の方法や必要な対応方針等を決める（全委員が揃わなくても、できるだけ迅速に開催する）。
- 担任等は、決定した対応方針に基づき、児童への聞き取りやアンケート等により、いじめに関する事実確認や保護者への連絡等を複数の教員で分担し、迅速に行う。また、その結果を「学校いじめ対策委員会」で共有し、次の対応等の方針を決める。
- 記録は、5W1Hが明確になるようにし、個人情報系のファイルサーバに保存し、メンバー以外の教員との情報共有や年度を超えた情報の引継ぎができるようにする。
- 事実確認で把握した情報や決定した今後の対策等、いじめ解消に向けた学校の取組について、関係の保護者に伝える。

## (4) 早期対応

- いじめに係る行為が速やかに解消するよう、被害児童へのケアや加害児童への指導等についての方針や今後の対応を決定し、全教員が組織的に指導する。
- いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童には、安全を確保し安心して落ち着いた学校生活を送れるようにすることを伝える。また、いじめを行った児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で、いかなる理由でもいじめは絶対に行ってはならないことを指導する。
- 管理職は、いじめの認知や対応等について教育指導課に相談や報告をし、指導を受ける。
- いじめに係る行為が解消した後も一定期間「見守り」を継続し、「学校いじめ対策委員会」や定期的な開催する諸会議等で、適宜、情報共有し、今後の取組や「いじめ解消」の判断等を確認する。

## (5) 重大事態への対応

- 「重大事態」とは、法に規定する次の事態をいう。
  - ①いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
  - ②いじめにより、児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。
- 全教員は、校内研修等で「重大事態」の定義等を正しく理解し、適切に対応する。管理職は、教育指導課と十分に連携を図り、指導・助言を受けながら、「学校いじめ対策委員会」を中心に適切に対応や調査、報告等を行う。